

医療法人共立会 デイサービスセンター阿弥陀げんき村

運営規程

指定通所介護事業及び

指定介護保険法に基づく介護予防通所介護および高砂市・加古川市・姫路市第1号通所事業

第1条

この規程は、医療法人共立会が開設するデイサービスセンター阿弥陀げんき村(以下「事業所」という)が行う指定通所介護事業及び指定介護保険法に基づく介護予防通所介護および高砂市・加古川市・姫路市第1号通所事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な通所介護を提供する事を目的とする。

(指定通所介護の運営の方針)

第2条

1.事業所の従業者は、虚弱・寝たきりの老人に対して各種サービスを提供する事によって、利用者の健康的で潤いのある生活を送る援助をするとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。また本事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を念頭に置き、適切な福祉サービスが、利用者の選択に基づいて、誠実かつ効率的に提供され、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

2.事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営方針)

第3条

1.事業所の従業者は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家

族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2.事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条

通所介護事業を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

1.名称 医療法人共立会 デイサービスセンター阿弥陀げんき村

2.所在地 兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋1079-2

(職員の職種、員数及び職種の内容)

第5条

主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(ただし、事業に勤務する職員は兼務とする。)

1.管理者 1人

管理者は、事業所の従業者管理及び業務管理を一元的に行う。

2.生活相談員 2人以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

3.看護職員 2人以上

看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

4.介護職員 17人以上

介護職員は利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

5.機能訓練指導員(看護師が兼務) 2人以上

機能訓練指導員は、運動器の機能向上と、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

6. 栄養士（業務委託）株式会社ウオクニ

栄養士は、利用者の栄養管理及び献立に基づき、給食を調理し配膳を行う。

7. 事務員 1名以上 主に電話対応、レセプト請求

（営業日及び営業時間）

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

2. 営業時間 8時20分～17時20分

サービス提供時間 9時30分～16時35分

事業の利用定員

第7条 事業所の利用定員は、1日95名とする。

（事業の内容）

第8条

事業の内容は、次のとおりとする。

1. 食事の提供

2. 入浴サービス

3. 送迎サービス

4. 個別機能訓練（運動機器能力向上）

（サービス提供の留意事項）

第9条

1. 事業サービスの提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

2.利用申込者またはその家族に対し、本規定の概要その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

3.正当な理由なく事業の提供を拒むことはできない。実施地域等を勘案し、自ら適切な居宅サービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の事業所の紹介、その他の必要な措置を講ずる。

4.居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った事業サービスを提供する。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第10条

1. 事業者は、その提供する居宅サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2. 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(通所介護計画の作成)

第11条

1.管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。

2.管理者は、上記の通所介護計画を作成した時は、利用者またはその家族に対し、その内容について説明するものとする。

3.通所介護計画の作成にあたっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4.従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画にしたがったサービスの実施状況及び目標達成状況を説明し記録する。

(利用料等及び支払いの方法)

第12条

1.指定通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。指定介護保険法に基づく介護予防通所介護および高砂

市・加古川市・姫路市第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は高砂市・加古川市・姫路市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

第13条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

1-1 食費 昼食 750円 おやつ50円

1-2 食費キャンセル料

利用日前営業日14時まで連絡がなかった場合、注文状況に応じて昼食750円 おやつ50円を徴収します。

2.その他、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても必要な費用であって、その利用者に負担させることが適当とみとめられる費用は、実費にて徴収する。

第1項から第2項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施区域)

第13条

通常の事業の実施区域は、高砂市、加古川市、姫路市東部とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条

- 1.サービスの利用にあたって、主治の医師からの指示事項がある場合は、必ず申し出る事。
- 2.利用にあたって、体調不良等により通所介護に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止する事がある。

(緊急時等における対応方法)

第15条

事業介護従業者等は、サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第 16 条

1. 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3)
 - 1.事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - 2.事業者は、利用者に対する居宅サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3.事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
 - 4.事業者は、利用者に対する居宅サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第 17 条

事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

1.消火、通報及び避難の訓練(年 2 回)

また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます(追加)

2.消防設備、施設等の点検及び整備

3.従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

4.その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第18条

1. 事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 事業所は、事業介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
3. 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。(追加)

(賭博や風俗営業を連想させる介護保険サービスに対する規制)

第19条

条例第17条第9項から13項に定める内容を順守する。

1. 機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供してはならない。
2. 利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨(通貨に類する交換手段としての機能を有するものをいう。)を利用者に提供し又は使用させてはならない。
3. 居宅サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容(当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容)を超えた不要なサービスを提供してはならない。
4. 当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業(風営法第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。)を連想させるものとしてはならない。
5. 事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(暴力団等の影響の排除)

第 20 条

事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(個人情報の保護)

第 21 条

1.事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2.事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第 22 条

1.事業介護従業者(以下「従業者」という)は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2.事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(人格の尊重)

第 23 条

事業者は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスを提供しなければならない。

(高齢者の虐待防止)

第 24 条

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じることとする。

- 1.虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2.虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3.従業員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施すること。
- 4.上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 25 条

感染症や災害発生における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における業務継続の方法を定めた業務継続計画を策定し定期的な見直しを行います。従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(ハラスメント対策)

第 26 条

職場において利用者や従業員から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の環境が害されることを防止する為の指針の明確化等の必要な措置を講じます。

(その他運営についての留意事項)

第 27 条

1.事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 3 回以上

2.通所介護計画及びサービス提供記録については、サービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間、
事故発生時の記録、市町村への通知、並びに苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから
5年間保存する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。